

第5次芦別市総合計画



芦別市では、平成22年度からスタートする「第5次芦別市総合計画」の策定作業を進めています。

この計画は、生活環境、医療・福祉、産業・経済、教育文化など市民の皆さんに直接関わりのある取組やまちの進むべき方向を位置づけるほか、昨年10月にスタートした芦別市まちづくり基本条例に基づく本市の最上位の計画です。

今回のまちづくり懇談会は、市民の皆さんの率直な意見や要望、普段感じていることなどを広く聴き、これからの計画づくりに役立てていくことを目的としています。

目 次

1	総合計画 Q & A	1
2	今までの総合計画	2
3	総合計画策定の目的と背景	3
4	総合計画の構成と期間	4
5	総合計画の基本的な構想	5
	まちづくりの基本方向	5
	目指すまちの将来像	8
	人口指標	1 1
	土地利用の方針	1 2
	参考 ：第 5 次総合計画構成図	1 4
	第 5 次総合計画体系図	1 6
6	総合計画の策定スケジュール	1 8
7	参考資料	2 0

1

総合計画 Q & A

Q 1 総合計画ってなに？

A 総合計画とは、市が目指すまちづくりの方向やそれを実現するための方法などを定めた、すべての計画の基本となるものです。市にはさまざまな計画があり、まちづくりに関する活動を行っていますが、すべてこの総合計画に沿って行われます。

昨年10月にスタートした、市の憲法ともいえるまちづくり基本条例でも、総合計画は「総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくための計画」としているほか、「その将来像を定める最上位の計画」として位置づけまちづくりはこれに基づいて行われることを明らかにしています。

Q 2 総合計画は必ずつくらないといけないの？

A 総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造（4ページ参照）になっており、最も上位に位置する基本構想については、地方自治法により、「市町村はその地域における総合的かつ計画的に行政を運営するため、議会の議決を受けて基本構想を策定し、これに沿って事務を行わなければならない」と定めています。

このように、議会の議決が必要なのは基本構想ですが、基本構想に沿って取り組む具体的な施策や事務事業を掲載する基本計画・実施計画を加えたものが総合計画となります。

Q 3 総合計画の策定作業にわたしたちはどのように関われるの？

A 総合計画の策定にあたっては、広報あしべつやホームページを通して総合計画の概要や作業状況など関連情報を随時お知らせするとともに、市民アンケートや高校生・専門学校生アンケートを実施しました。

今後の取組としては、まちづくり懇談会や意見の公募（パブリックコメント）などを実施し、市民の皆さんの意見や要望が反映できる機会づくりに努めていきますので、積極的な参加により、さまざま意見や要望を出す形で策定作業に関わっていただきたいと思います。

2

今までの総合計画

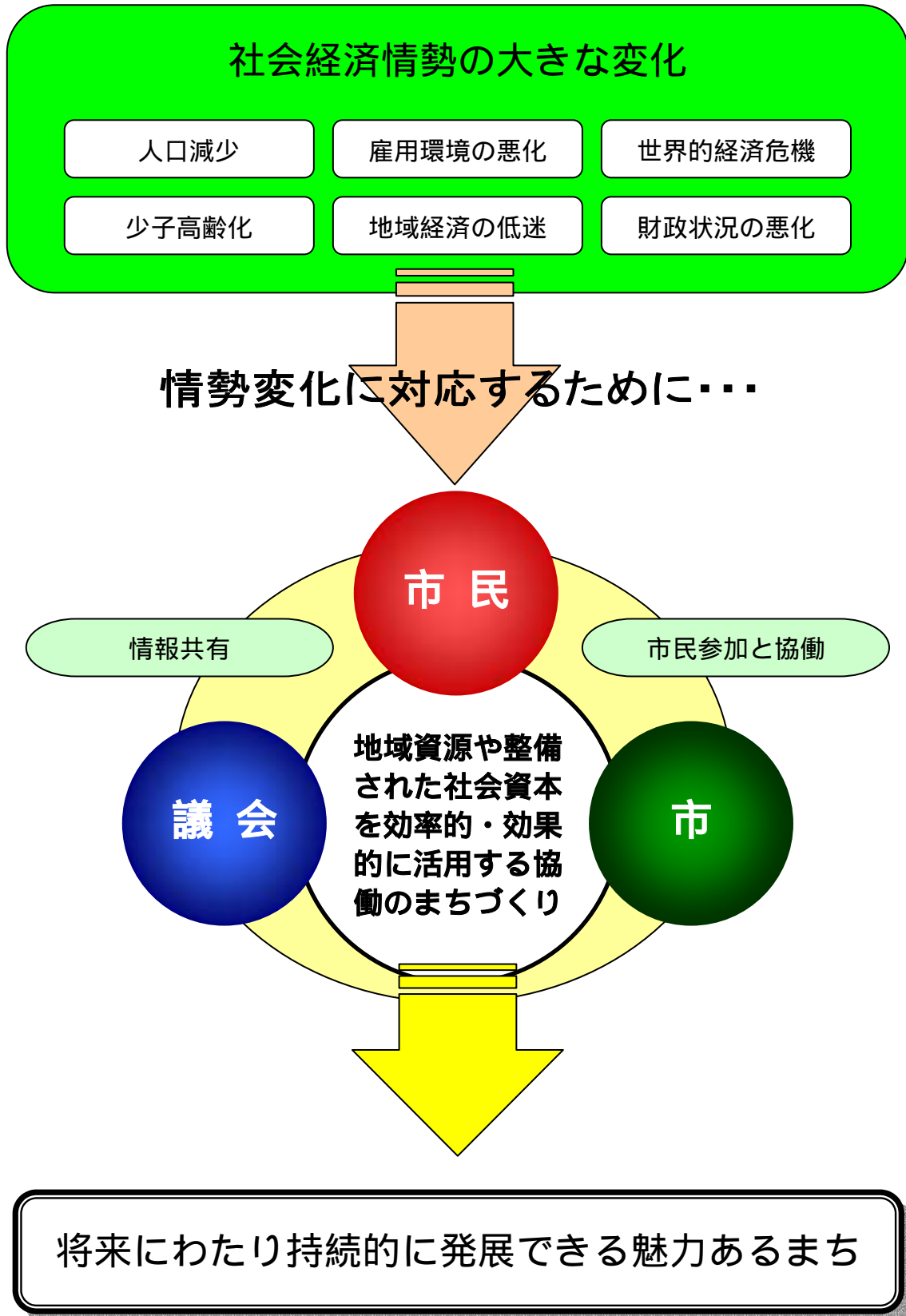
区分	計画期間	将来都市像	目標人口 / 実際の人口
第1次	昭和45年11月～ 昭和54年11月	強力な鉱工業と高生産性農業を あわせ持つ緑豊かな複合都市	54,926人 / 34,270人
第2次	昭和55年4月～ 平成2年3月	豊かな人間環境を創造する 文化都市	40,000人 / 25,918人
第3次	平成2年4月～ 平成12年3月	豊かな自然に恵まれた愛と 活力のあふれる文化都市	24,000人 / 21,443人
第4次	平成12年4月～ 平成22年3月	四季の彩り ふれあいの舞台 ～あたたかく いきいきと 星の 降る里・芦別～	18,000人 / 17,721人 (H21.2月末日)
第5次	平成22年4月～ 平成32年3月	(仮案) 人が輝き 豊かな自然と共生 する 安心・安全なまち あし べつ	14,000人 / 13,361人 (推計値)

参考

第3次芦別市総合計画は、平成2年3月に策定された後、平成4年9月の三井炭鉱の閉山などによる社会経済情勢の変化をふまえ、平成7年3月に当初の目標人口3万人を下方修正し、「新・第3次芦別市総合計画」として実行しました。

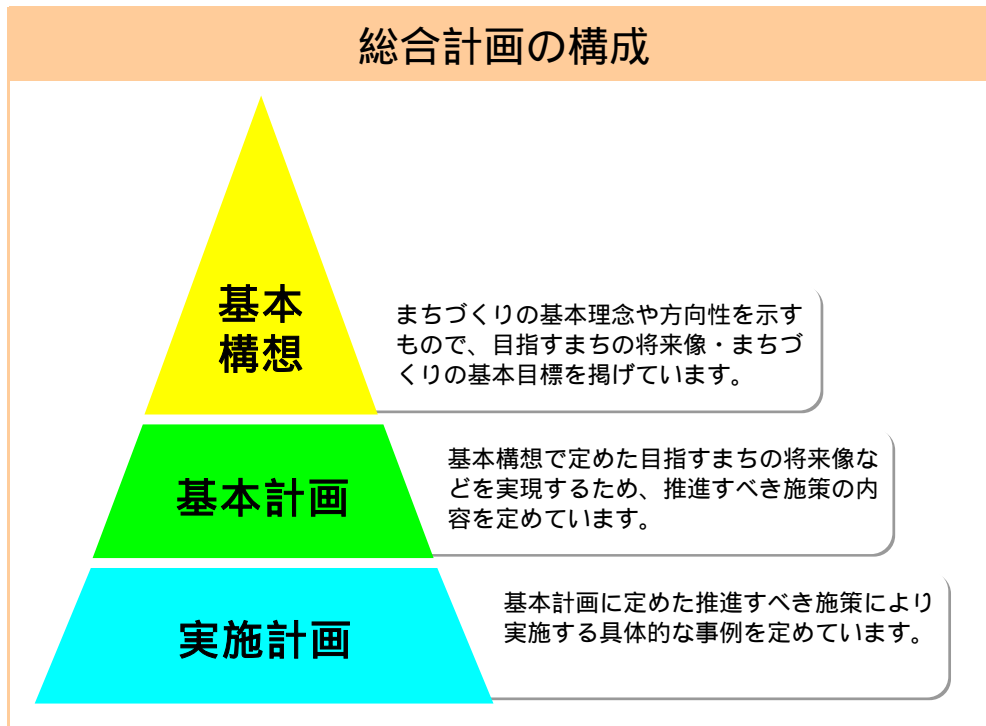
3

総合計画策定の目的と背景



4

総合計画の構成と期間



平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
基本構想（10年）									
基本計画（10年）									
実施計画（平成22～24年度）									
見直し	実施計画（平成23～25年度）								
	見直し	実施計画（平成24～26年度）							
		見直し	実施計画（平成25～27年度）						
			見直し	実施計画（平成26～28年度）					
				見直し	実施計画（平成27～29年度）				
					見直し	実施計画（平成28～30年度）			
						見直し	実施計画（平成29～31年度）		
							見直し	実施計画（平成30～31年度）	
								見直し	実施計画（平成31年度）

5

総合計画の基本的な構想

まちづくりの基本方向

本市の特性をはじめ、市民の願いや今日的な問題・課題を踏まえながら、本計画を策定するうえでのまちづくりの基本方向を次のように定めます。

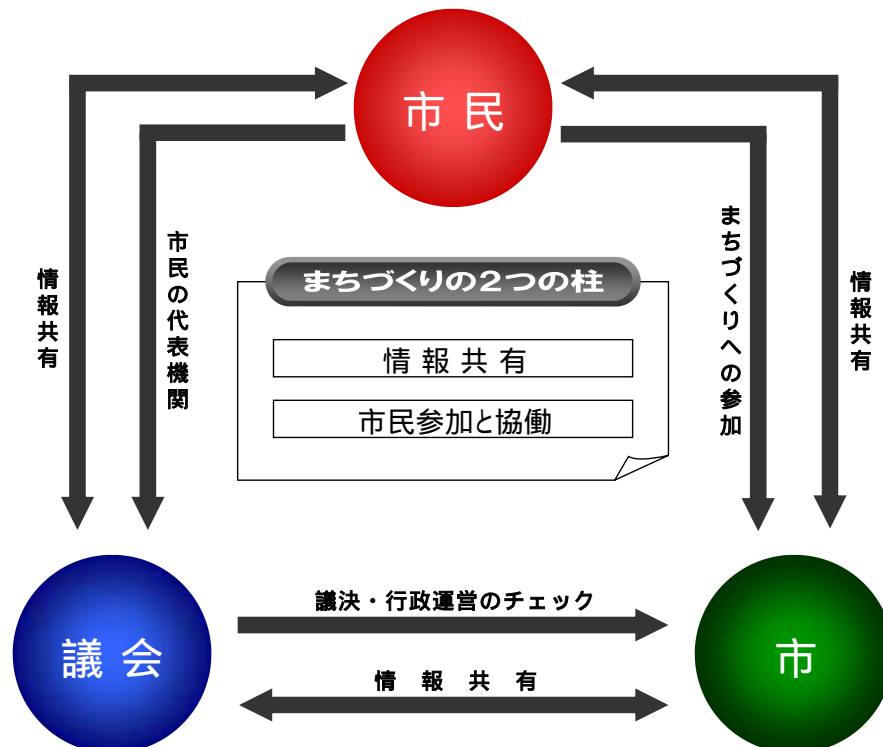
「情報共有」と「市民参加と協働」による自主・自立を進めるまちづくり

地方分権の推進により、地域のことは地域で決定する自主・自立のまちづくりが求められています。

本市では、平成20年10月から「芦別市まちづくり基本条例」を施行し、まちづくりを進めるうえでの基本的なルールを定め、市民・議会・市の協働によるまちづくりを目指しています。

市民一人ひとりがまちづくりの主役となって、それぞれの役割を分担したうえで、「情報共有」と「市民参加と協働」という2つの柱を基本としてまちづくりを進めます。

まちづくりの基本的な考え方イメージ図



- “まちづくり”とは・・・市民が快適に安全で安心して暮らすことができるまちを実現するために、わたしたちが行う活動をいいます。
- “情報共有”とは・・・まちづくりに必要な情報をわたしたちがそれぞれ提供しあい、お互いに意見を交換するなど、同じ情報を持ちあわせることをいいます。
- “市民参加”とは・・・まちづくりについて、自らの発言と行動などに責任をもって意見を述べることをいいます。
- “協働”とは・・・わたしたちがお互いの役割と責任を理解し、ともに考え、ともに行動し、まちづくりという共通の目標に向けお互い協力することをいいます。

良好で快適な環境を守り育てるまちづくり

わたしたちは、自然環境と共存しながら、良好で快適な生活を営んできました。しかし、便利で快適な暮らしは資源やエネルギーを大量に消費し環境への負荷を増大させ、生態系に影響を及ぼし地域環境のみならず、地球環境を脅かすまでにいたっています。

本市では、平成20年10月から「芦別市環境基本条例」がスタートし、安心・安全に暮らせる本市の環境を維持するため、市民・事業者・市との協働により、それぞれの役割と責任を明らかにし、環境への負荷を考え、限りある資源を無駄なく有効に活用することを目指していきます。

市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする、良好で快適な環境を保全し、活用し、創造することにより循環型社会をつくることを実践し、芦別の良好で快適な環境を守り育て、次世代に引き継ぐまちづくりを進めます。

誰もが心豊かで安心・安全に暮らせるまちづくり

人口減少と高齢化が進展する中で、市民の生活を支え、心豊かに暮らせる活力あるまちづくりが求められています。

本市に暮らす人々が生涯を通じて満足して生活できるよう、雇用の確保や医療・保健・福祉の充実、住環境や道路交通網の整備、生きがい対策、生涯学習の推進、防災・減災の体制づくりや犯罪・事故のない誰もが心豊かに暮らせる安心・安全なまちづくりを進めます。

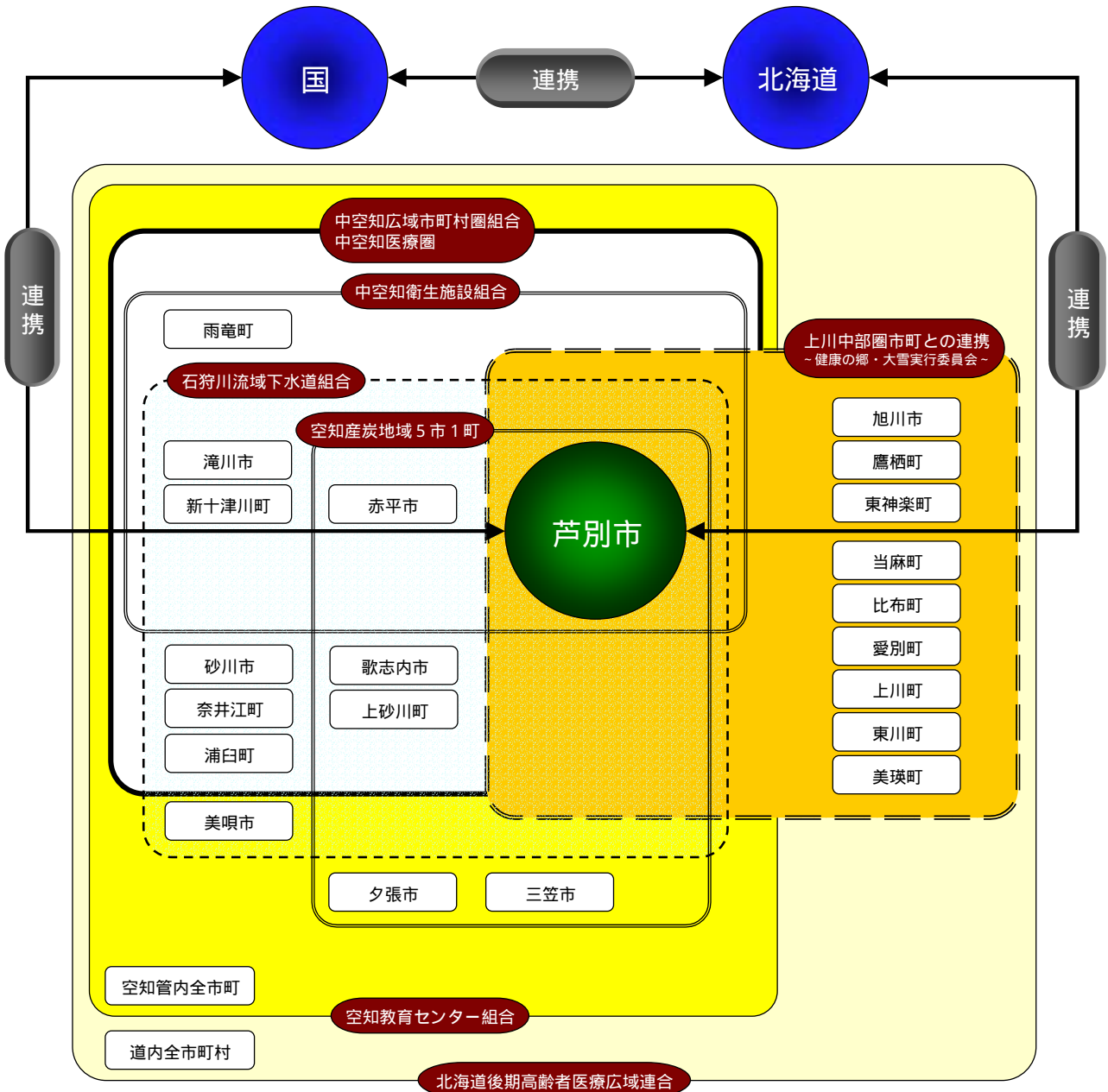
広域連携と多様な交流による効率的で賑わいのあるまちづくり

市町村は住民に最も身近な行政主体であり、基礎自治体として行政機能の強化が求められています。

本市では、中空知圏域市町との連携を中心に下水道処理やごみ処理などの広域連携事業による事務事業の効率化に取り組んでいますが、少子高齢化が進展する中、行政機能を向上させ市民の生活機能を確保するため、国や北海道、近隣市町と医療・産業・教育・自然環境などの分野において、互いの特性を生かした連携強化を進めます。

また、交流人口の増加につながる各種合宿の誘致や観光客の誘致などの取組を進め、地域経済の活性化を図ります。

芦別市における他自治体との連携図



目指すまちの将来像

まちづくりの基本方向による、「情報共有」と「市民参加と協働」のまちづくりの2つの柱を基本とし、豊かな自然の中で安心・安全に暮らすことができ、誰もが住み続けたいと思えるまちをみんなの手で築くため、本市の「目指すまちの将来像」を次のとおり設定します。

目指すまちの将来像

**人が輝き 豊かな自然と共生する
安心・安全なまち あしべつ**

目指すまちの将来像「人が輝き 豊かな自然と共生する 安心・安全なまち あしべつ」の実現に向け、効果的かつ効率的に総合計画を展開するためには、まちづくりの取組すべてに対して「共通する目標」と「共通する方向性」を示すことが必要です。

このことから、全てのまちづくりの取組や活動の基本となる「自治体運営」と、共通分野ごとに集約した「分野別計画」の構成により各施策や事業を体系付け、目指すまちの将来像の実現のためのまちづくりに取り組んでいきます。

目指すまちの将来像の実現に向けた5つの基本目標

自治体運営の 基本目標

市民とともに歩み、だれもが住み続けたいと思えるまち

市民自らが役割と責任をもって行動し決定することを基本とし、議会と市は市民に積極的に情報提供を行います。情報を共有していく中で、市民が性別、年齢を問わず、等しくまちづくりに参加できる体制を構築します。

また、近隣市町との連携強化を図り、効率的かつ効果的な広域連携に努めます。

こうした取組の継続により、協働・共生・連携の意識の醸成を図り、行財政改革を推進し財政基盤を確立することで、「市民とともに歩み、だれもが住み続けたいと思えるまち」の実現を目指します。

生活・環境の 基本目標

環境にやさしく、快適で安心して暮らせるまち

道路交通体系などの都市基盤の確保や衛生環境対策などの生活環境の充実を図るとともに、防災、防犯、雪対策など市民の誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

また、自然豊かな芦別環境を市民とともに将来にわたって守り、住みやすい快適な生活環境を実現するため、「環境にやさしく、快適で安心して暮らせるまち」を目指します。

産業・経済
の基本目標

いきいきとした産業がきらめくまち

農林業、商工鉱業、観光産業など各産業に携わる関係者のさらなる自助努力の継続と、行政の各種施策の展開による支援との融合により、各産業の活性化を図ります。

また、安定した雇用の確保による定住化の促進と各産業の振興に伴う市民所得の向上により、地域経済全体の活性化を図るため、「いきいきとした産業がきらめくまち」を目指します。

保健・医療・福祉の
基本目標

健康にみちあふれ、生活を支えあうぬくもりのまち

過疎化に追い討ちをかける少子高齢化の進行や、多様化する社会環境の中で、将来を担う子ども達に健全な食生活や食習慣を実践し、豊かな人間性を育む施策を進めます。

また、高齢者や障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して自立して暮らせるまちづくりを実践するとともに、安心・安全の暮らしを支える地域社会での支えあう心の醸成と、各種福祉サービスの充実のため、「健康にみちあふれ、生活を支えあうぬくもりのまち」を目指します。

教育・文化の
基本目標

健やかで心豊かに学べるまち

家庭や地域と連携しながら、地域に開かれた信頼される学校教育を推進し、子どもや若者の学力の向上と豊かな心を育てられる教育環境づくりに努めます。

また、地域に根ざした文化・スポーツの育成を図るとともに、多種多様な学習・交流機会を提供するなど、市民が生涯を通じて健康で豊かに学べる学習環境を実現するため、「健やかで心豊かに学べるまち」を目指します。

人口指標

平成20年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の市区町村別将来推計人口」によると、本市の人口は年々減少を続け、総合計画の終了後の平成32年度には13,361人になると推計されています。

目指すまちの将来像「人が輝き 豊かな自然と共生する 安心・安全なまち あしべつ」の実現に向け、本計画における施策や事業を展開することで、10年後に目標とする人口を14,000人に設定します。



人口の推移（年齢3区分別）～各年10月1日現在～ (単位：人)

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
総人口	30,017	構成比	25,078	構成比	22,931	構成比	21,026	構成比	18,899	構成比
年少人口 (15歳未満)	5,521	18.4%	3,793	15.1%	2,956	12.9%	2,421	11.5%	1,910	10.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	20,352	67.8%	16,774	66.9%	14,734	64.3%	12,604	59.9%	10,566	55.9%
老年人口 (65歳以上)	4,144	13.8%	4,511	18.0%	5,241	22.9%	6,001	28.5%	6,423	34.0%

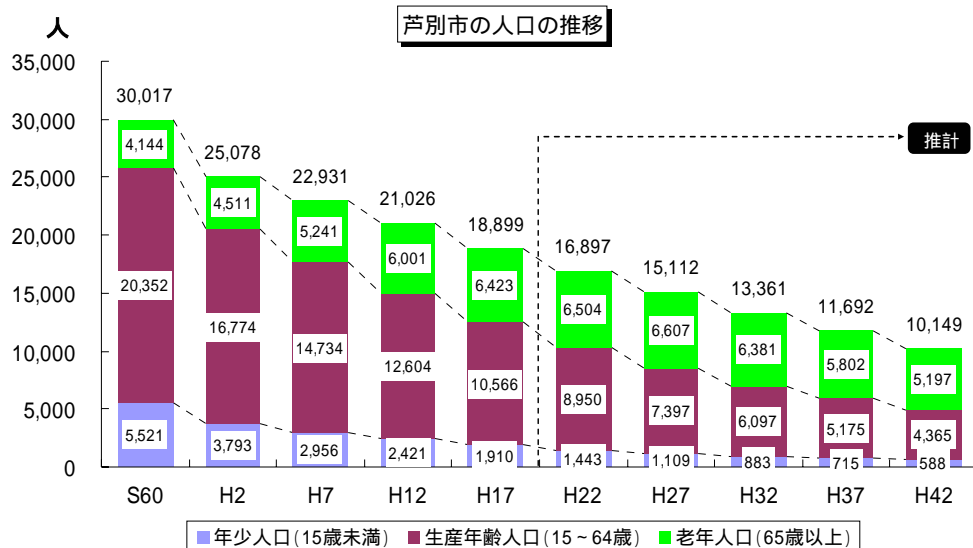
資料：国勢調査

国立社会保障・人口問題研究所による推計値～各年10月1日現在～ (単位：人)

区分	平成22年		平成27年		平成32年		平成37年		平成42年	
総人口	16,897	構成比	15,112	構成比	13,361	構成比	11,692	構成比	10,149	構成比
年少人口 (15歳未満)	1,443	8.5%	1,109	7.3%	883	6.6%	715	6.1%	588	5.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	8,950	53.0%	7,397	48.9%	6,097	45.6%	5,175	44.3%	4,365	43.0%
老年人口 (65歳以上)	6,504	38.5%	6,607	43.7%	6,381	47.8%	5,802	49.6%	5,197	51.2%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

各年齢区分ごとに推計値を合算しているため、総人口と各区分の合計値が合わないことがあります。



土地利用の方針

土地は、市民生活や産業活動の基盤となるものであり、現在から将来にわたる市民のための限られた資源として有効に活用することが必要です。

土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、市民が安全で快適に暮らせるよう、また、地域の歴史や文化、地理的条件などの特性に配慮しながら、土地関連法令などを適切に運用し、効率的で秩序ある土地利用の実現に努めます。

市街地域

市街地については、土地区画整理事業や街路・公園・下水道などのインフラ整備により、一定の施設整備水準に達し良好な住環境を有しています。

今後も、これらの良好な市街地を形成するため、適切な維持管理に努め、市民が安心・安全に暮らせる住環境を提供します。

また、まち中の遊休施設の有効利用や遊休地の対策として都市機能を市街地へまとめる「コンパクトなまちづくり」を目指します。

農業地域

農業地域については、生産効率と収益性の高い、良質で安全な食料生産地域を形成し、農家経営の安定化を図るため、農地の流動化にあたっては土地利用効率を考慮しつつ、大規模土地利用型の担い手への集積を推進します。

また、ほ場、農道、用排水路など自然生態系や景観などに配慮しながら生産基盤を整備するとともに、計画的な維持管理に努めます。

森林地域

森林地域については、国土の保全や水資源の涵養、地球環境の保全など、森林の有する優れた機能が更に発揮されるよう、計画的な造林及び間伐等の森林整備を促進し、森林の保全と育成を図るとともに、自然環境学習、健康増進などへの利活用を促進します。

河川・湖沼

集中豪雨などに伴う河川災害を防止するため、定期的に見回りを行い維持管理に努めるほか、河川改修や護岸整備が必要な危険箇所については、治水対策における河川機能の充実と、河川の水質や生態系の保全に配慮した河川整備を行います。

また、滝里ダム周辺や野花南湖などの河川・湖沼の水辺空間については、安全面に留意しながら、余暇空間としての利用を推進します。

環境保全地

富良野芦別道立自然公園などの自然環境保全地域については、多種多様な生物の生息地として、また、優れた景観の形成、心身のリフレッシュや余暇機能など多面的な機能を有する地域であり、貴重な自然を学び、親しむ場として次世代に引き継いでいくため、市民と市、関係機関との連携による自然環境の保全・維持・回復に努めます。

公共用地

秩序ある土地利用と計画的なまちづくりを進めるとともに、市有地の適正な維持管理に努めます。また、遊休地対策として、企業誘致などと連携した市有地の売却を検討し、その有効利用を推進します。

第5次芦別市総合計画構成図

基本構想

目指すまちの将来像

人が輝き 豊かな自然

1 自治体運営

2 生活・環境

基本目標
市民とともに歩み、だれもが
住み続けたいと思えるまち

基本目標
環境にやさしく、快適で
安心して暮らせるまち

基本計画

参加と協働

行財政運営

都市基盤

生活環境

安心・安全

重点目標
1

重点目標
2

重点目標
3

重点目標
4

重点目標
5

まちづくり情報を共有し、だれもが参加する協働の

健全で効率的な行政運営と自立した自治体運営を確立するまちづくり

まちづくりで快適に暮らせる

自然をいたわり環境にやさしい

まちづくりで安心して暮らせる

分野別計画

各

種

実施計画

目標達成のための事業3年分を集約する

と共生する 安心・安全なまち あしべつ

3 産業・経済

基本目標
いきいきとした
産業がきらめくまち

4 保健・医療・福祉

基本目標
健康にみちあふれ、生活を
支えあうぬくもりのまち

5 教育・文化

基本目標
健やかで
心豊かに学べるまち

農
林
業

重点目標
6

まちづくり
地域資源を生かした魅力ある農林業の

商
工
鉦
業

重点目標
7

まちづくり
活力がみなぎる商工鉦業の

環
境
・
労
働

重点目標
8

まちづくり
定住化を促す雇用環境の充実した

観
光

重点目標
9

まちづくり
訪れてみたいと感じる観光の

保
健
・
医
療

重点目標
10

まちづくり
健康な暮らしを支える保健・医療の充

福
祉

重点目標
11

まちづくり
健やかでぬくもりのある福祉の

社
会
保
障

重点目標
12

まちづくり
生活を支え安心を保障する

生
涯
学
習

重点目標
13

まちづくり
生涯にわたって学習と活動ができる

学
校
教
育

重点目標
14

まちづくり
地域に根ざした学校教育を進める

ス
ポ
ー
ツ

重点目標
15

まちづくり
気軽にスポーツに親しめる

国
際
交
流

重点目標
16

まちづくり
多彩な国際交流を進める

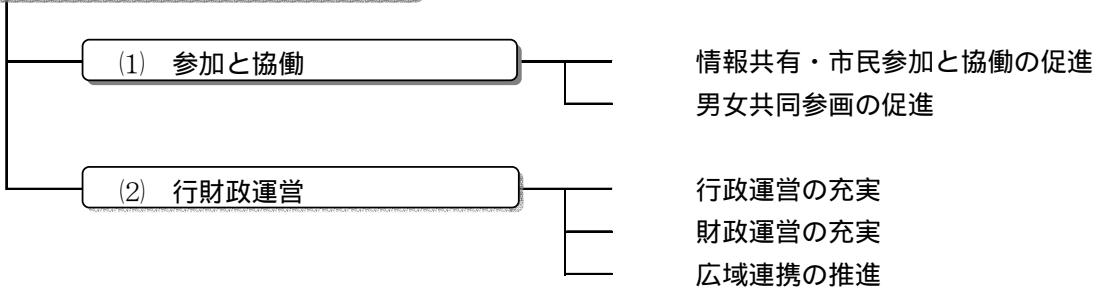
施

策

～ 毎年度更新 ～

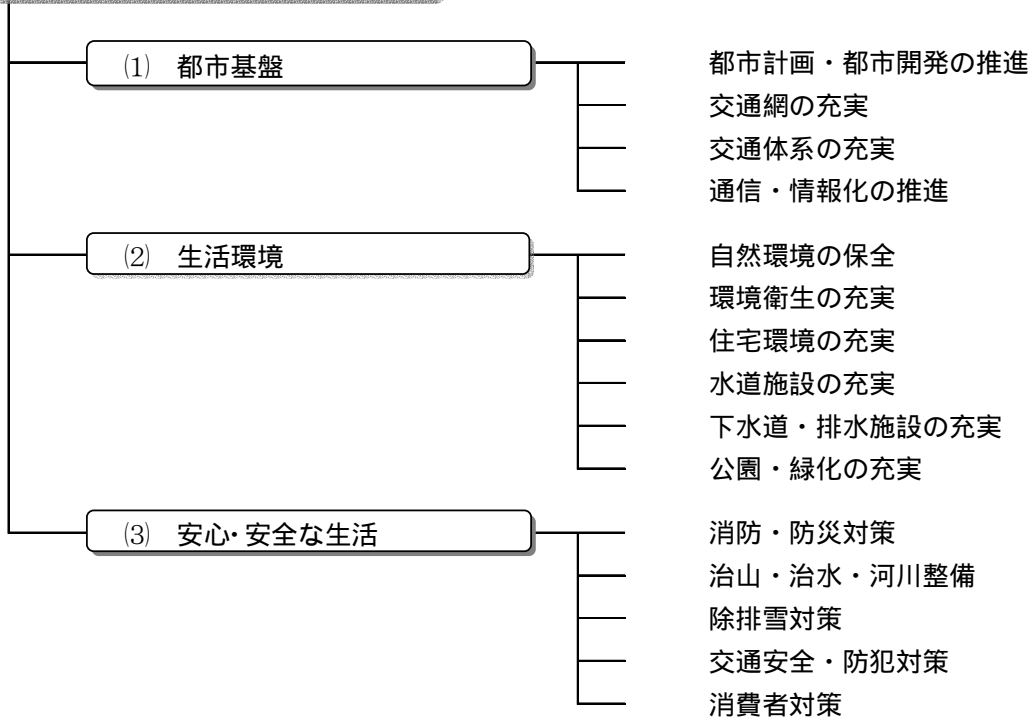
第5次芦別市総合計画体系図

1 自治体運営

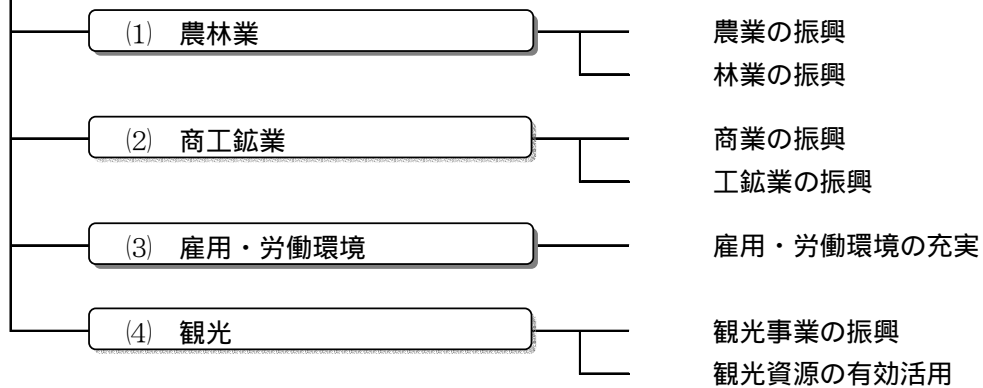


分野別計画

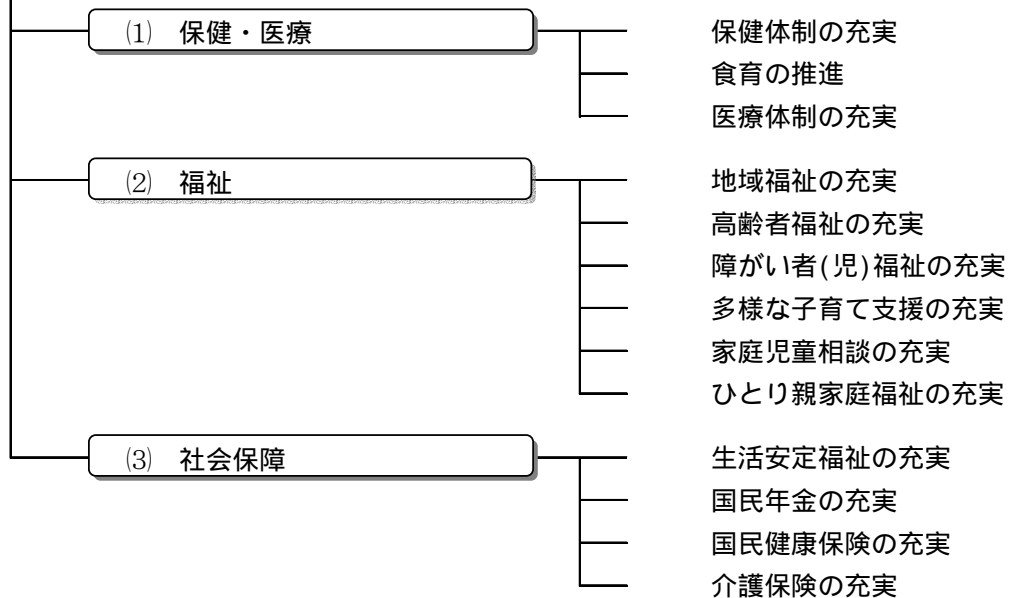
2 生活・環境



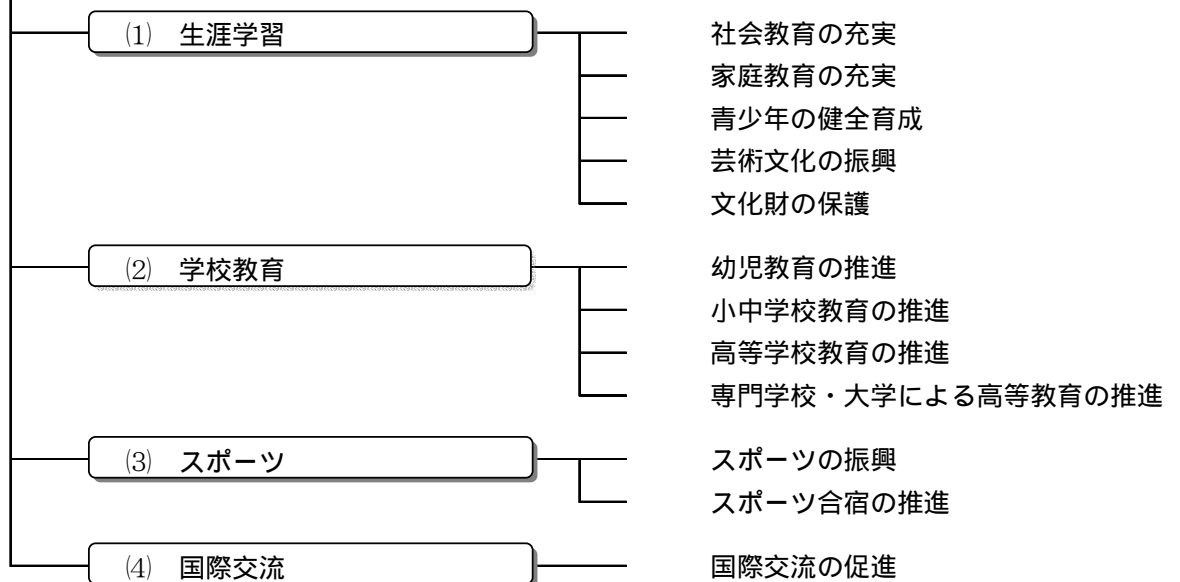
3 産業・経済



4 保健・医療・福祉



5 教育・文化



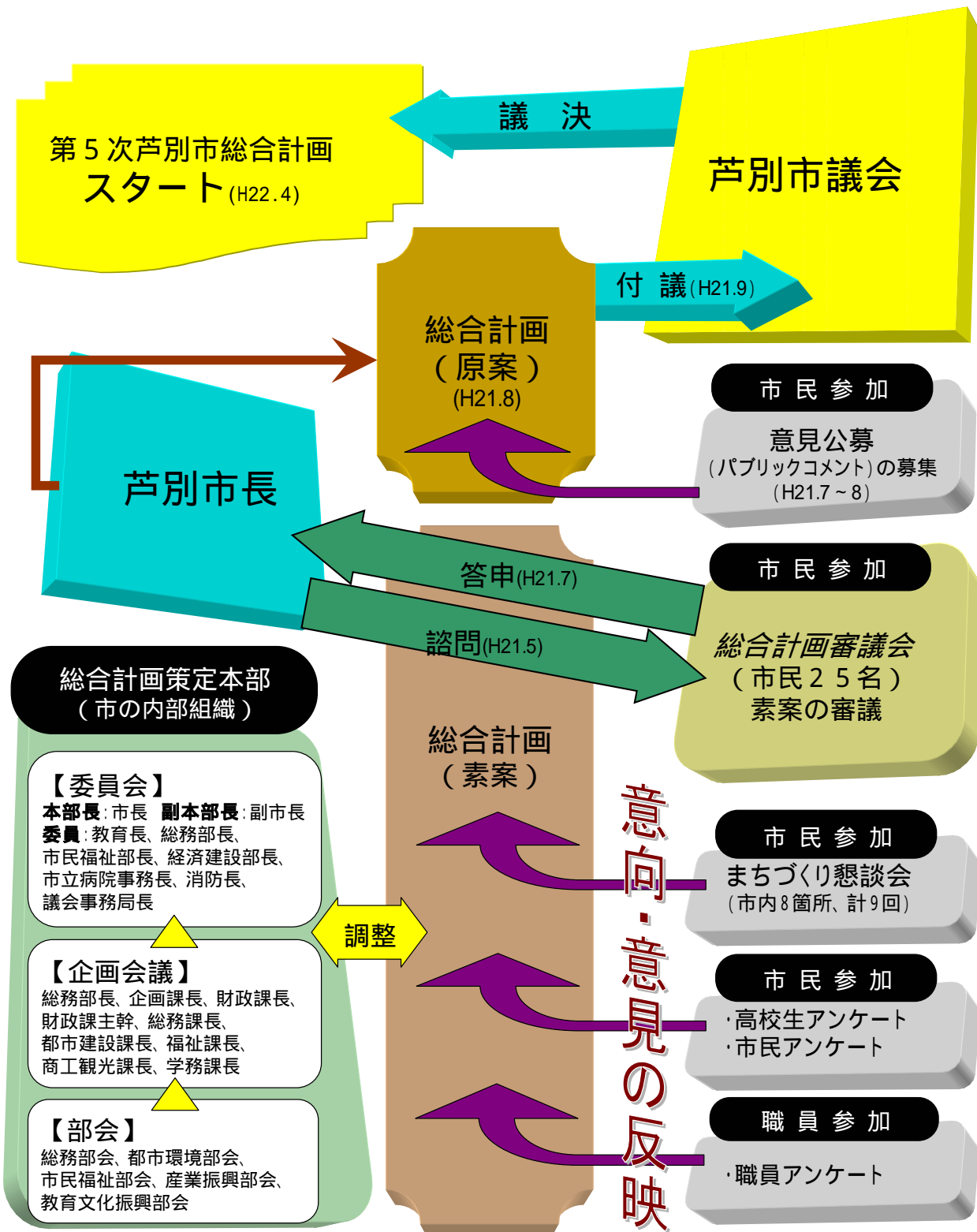
6

総合計画の策定スケジュール

(スケジュール)

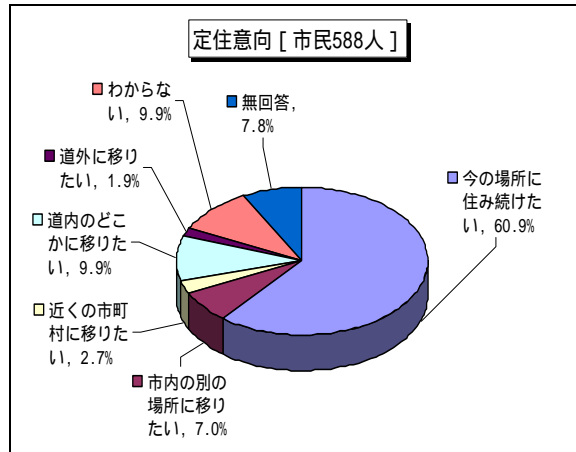
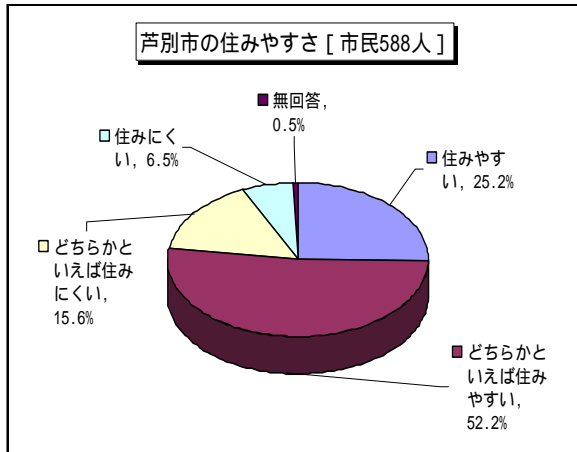
平成 2 1 年	4 月	<p>まちづくり懇談会の開催</p> <p>市内 8 箇所、全 9 回を予定</p> <p>今回の懇談会です。市内各地域に入り、市民の皆さんの意見や要望などを聴き、計画づくりへ反映させるために開催します。</p>
	5 月	<p>芦別市総合計画審議会の設置（原案の審議）</p> <p>委員 2 5 名、全 7 回を予定（7 月まで）</p> <p>総合計画の原案を審議するため、市の条例で定められた機関です。</p> <p>委員構成は、市内各種団体などからの推薦者 1 5 名と一般公募による応募者 1 0 名となります。</p> <p>審議会では、総合計画原案の市長からの諮問（しもん）に応じ、原案（基本構想・基本計画）の内容を審議したうえで、その審議内容をまとめ市長に答申（とうしん）します。</p>
	7 月～ 8 月	<p>意見公募（パブリックコメント）の実施</p> <p>総合計画審議会からの答申（とうしん）をもとに調整した総合計画（案）を、市民の皆さんに見ていただき意見などもらうため、意見を公募します。</p> <p>総合計画（案）は市のホームページや市内各施設にて見れるようにします。</p> <p>意見公募にていただいた意見を、総合計画（案）に反映させるべきか検討したうえで、基本構想を議会に付議します。</p>
	9 月	<p>基本構想の市議会への付議</p>
平成 2 2 年	4 月	<p>第 5 次芦別市総合計画スタート</p>

(流れ)

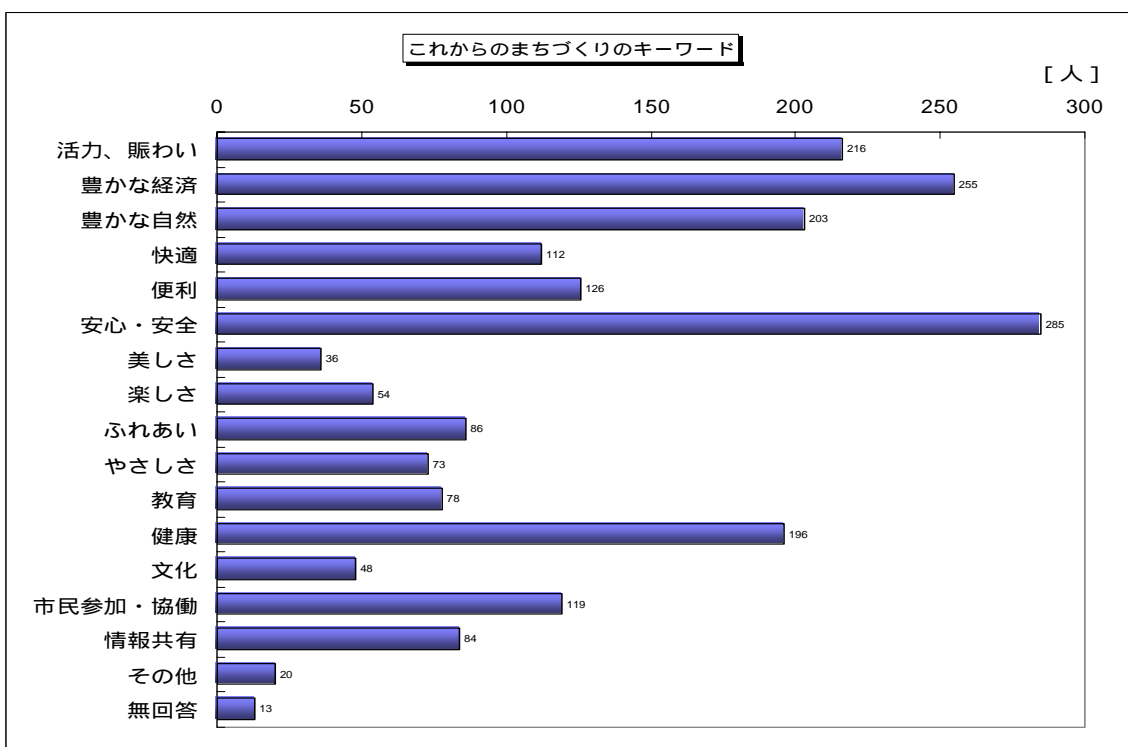


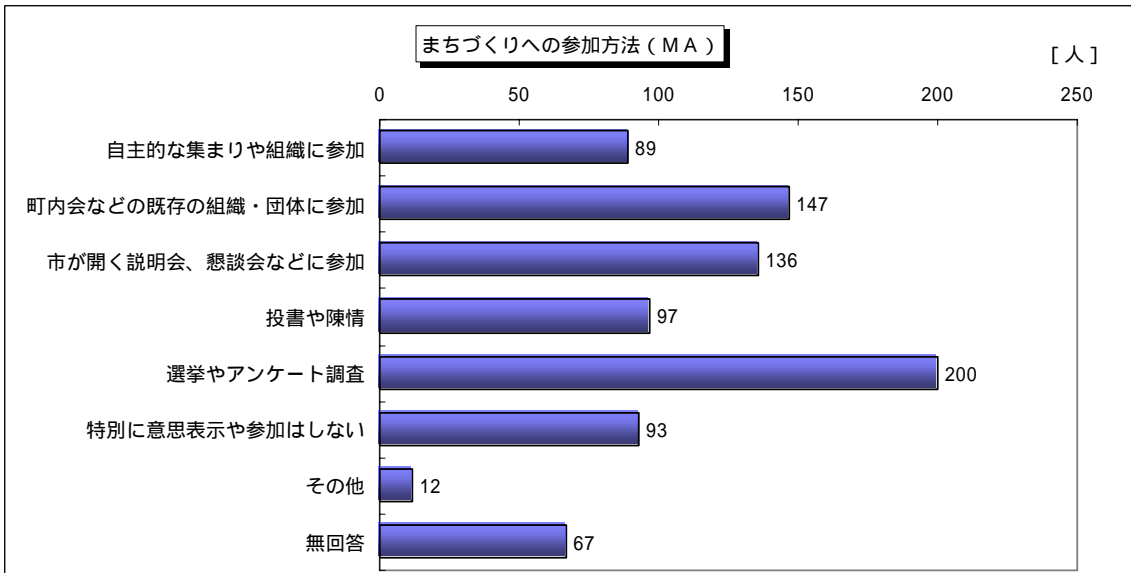
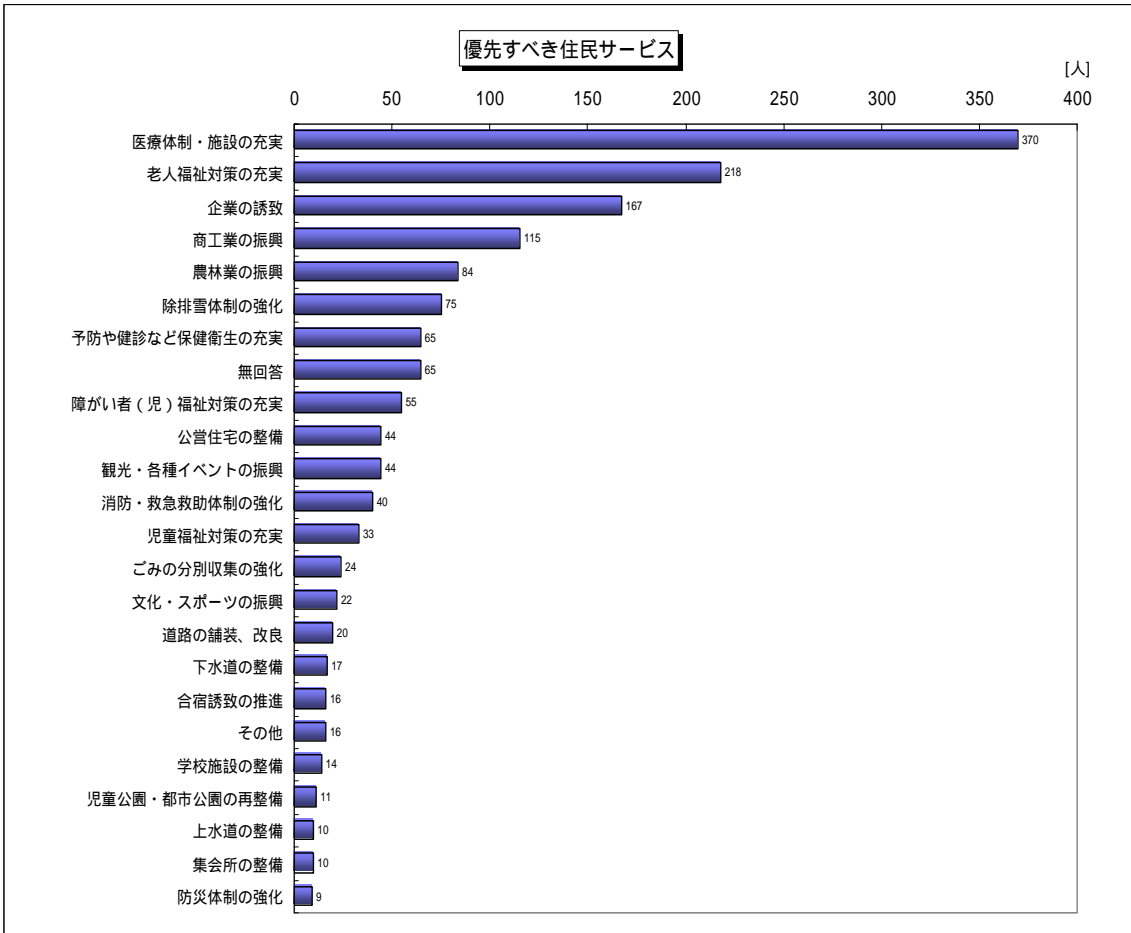
7

参考資料 まちづくり市民アンケート調査結果（抜粋）



市民の項目別満足度		
順位	満足度が高いもの	満足度が低いもの
1位	上水道	雇用環境
2位	公園、森林、緑地	産業の振興
3位	消防、救急救助体制	医療環境
4位	道路	交通の便
5位	下水道	福祉環境





芦別市総務部企画課まちづくり推進係
 TEL 22-2111（内線293）
 FAX 22-9696
 電子メール kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp